

行審第40号  
平成28年12月27日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会  
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第6条第2項第3号の規定に係る平成28年12月6日付けくらし第303号で意見を求められた標記の件については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する上で、必要なものと認められます。

ただし、犯罪により害を被った事実等に関する個人情報は、個人の人格に深く関わる情報であることから、実施機関がこのような個人情報の収集を一律に行うことまで認めたものではありません。

したがって、類型に該当する場合であっても、収集の必要性の判断を慎重に行い、その範囲内での収集を徹底するとともに、収集後の取扱いについても特に慎重な配慮を願います。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第6条第2項の規定に基づく社会的差別の原因となる  
おそれのある個人情報の収集の制限に関する事項

類型事項

類型	収集する理由又は必要性等
犯罪被害者等支援を行うに当たり、被支援者の犯罪により害を被った事実等に関する個人情報を収集するとき。	○ 犯罪被害者等に対する支援等においては、被支援者の被害状況等に応じた各種支援の申請手続や的確な心療行為等を行うに当たって、被支援者の犯罪により害を被った事実等に関する個人情報を収集する必要がある。